**泉佐野市　移動支援Ｑ＆Ａ**

1. **利用目的**

**Q1-1 宿泊を伴う旅行等に利用できるか。**

**A1-1** 可能。ただし、旅行計画を事前に市の窓口に相談すること（緊急の場合は事後に届け出ること）。また、原則として就寝中の時間は算定できない。

**Q1-2 通院のために利用できるか。**

**A1-2** 原則として不可。障害者自立支援給付費または介護保険の給付対象になる場合はそちらが優先される。

**Q1-3　冠婚葬祭に利用できるか。**

**A1-3** 可能。

**Q1-4　ギャンブル等に利用できるか。**

**A1-4** 社会通念上、公費で負担すべき外出とはいえず、不可。

**Q1-5　飲み会に利用できるか。**

**A1-5** 可能。ただし、ヘルパーが一緒に飲酒するのは不可。

**Q1-6　通学・通園・通所・通勤等に利用できるか。**

**A1-6** 不可。通年・長期にわたる外出は認められない。ただし、保護者の入院等、緊急・一時的に必要となる場合は、市の窓口と相談のうえ期間を定めて利用可能。

**Q1-7 短期入所の送迎に利用できるか。**

**A1-7** 施設の送迎がない場合は可能。ただし、ヘルパーによる運転は認められない。

**Q1-8 プール利用中の介助に利用できるか。**

**A1-8** プール外での支援は対象となる。プール内の遊泳介助については移動支援の業務の範囲外であるが、見守り支援のためのプール内での待機については範囲内とする。

**Q1-9 大衆浴場やスーパー銭湯の中での入浴介助に利用できるか。**

**A1-9** 可能。ただし、居宅介護等の範囲に含まれる場合はそちらが優先となる。

**Q1-10 日中活動事業所・学校等主催の行事に利用できるか。**

**A1-10** 不可。作業所・学校等の行事については職員の業務に含まれる。

1. **算定基準**

**Q2-1 1回あたりの利用は何時間までできるか。**

**A2-1** 特に制限はないが、労働基準上の観点から、ヘルパー一人当たりの請求は8時間までとする。

**Q2-2 ヘルパーと現地で待ち合わせての利用や、現地解散とすることは可能か。**

**A2-2** 可能。ただし、自宅から現地までの間の安全確保や、現地までのヘルパーの交通費については事前に事業所と十分話し合うこと。

**Q2-3 ヘルパーが運転する車で現地まで行くことは可能か。**

**A2-3** 移動支援については、ヘルパーが「常時介護できる状態で付き添う」こととされており、車の運転中は利用時間として算定することはできない。また、無許可で客を乗せて走るのは「白タク行為」に当たるため、道路運送法上の許認可を得ること。

**Q2-4 家族・知人・事業所職員が運転する車で現地まで行くことは可能か。**

**A2-4** ヘルパーが「常時介護できる状態で付き添う」ことができる状態であれば、可能。ただし、事故が起きた際の責任等については事前に取り決めておくこと。

**Q2-5 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援利用の場合も使えるか。**

**A2-5** 不可。障害者自立支援給付費または介護保険の給付対象になる場合はそちらが優先される。

**Q2-6 介護保険の対象となっている場合でも利用できるか。**

**A2-6** 余暇活動など介護保険適用外の外出なら可能。

**Q2-7 同じ外出で、病院までの行きを通院等介助、帰りを移動支援（買い物等）として利用することはできるか。**

**A2-7** 可能。ただし、サービスの区分けを明確にするため、病院までの「行き」と病院からの「帰り」の2分割以上の分割は認めない。また、介護保険との併用については、介護保険の制度に従う。

**Q2-8 入院中に利用できるか。**

**A2-8** 原則として不可。ただし、退院準備等でどうしても必要な場合は市の窓口に相談すること。

**Q2-9 一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことができるか。**

**A2-9** 原則として不可。ただし、身体的理由や行動障害により市が事前に認めた利用者については可とする。その際も、総利用時間が支給決定時間内に収まるよう留意すること。

**Q2-10 外出予定だったが、外出しなかった場合も算定できるか。**

**A2-10** 外出前の準備については、原則として居宅介護で算定するものとする。ただし、体調、天候、精神的な不穏等やむをえない場合については、市の窓口に報告のうえ算定することは可とする。

**Q2-11 待機時間は算定できるか。**

**A2-11** 「常時介護できる状態で」付近に待機している場合は可能。

**Q2-12 施設入所中に利用できるか。**

**A2-12** 原則として施設入所者の利用は認めない。ただし、地域移行のためにグループホームの体験利用をする場合、体験利用中の利用は可とする。

**Q2-13 グループホーム入居中に利用できるか。**

**A2-13** 可能。

**Q2-14 15分単位での請求は可能か。**

**A2-13** 不可。15分以上は切り上げ、15分未満は切り捨てとする。

1. **利用者負担**

**Q3-1 キャンセル料を利用者に請求することができるか。**

**A3-1** 契約書または重要事項説明書に記載し、事前に説明している場合は可能。

**Q3-2 利用者宅までのガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。**

**A3-2** 不可。ただし、事業所の営業範囲外だが利用者の希望によりどうしても利用したい場合等は、事前に契約書等で取り決めること。

**Q3-3 付き添い中のガイドヘルパーの交通費・入場料等について、利用者に請求できるか。**

**A3-3** 可能。

**Q3-4 ヘルパーの食事代を利用者に請求することができるか。**

**A3-4** 原則として不可。ただし、高額な料理等で利用者が同席を希望する場合は例外。

**Q3-5 障害（児）福祉サービスと補装具の自己負担額や、世帯内の利用者の自己負担額と合算して高額障害福祉サービス等給付費を申請できるか。**

**A3-4** 不可。移動支援の自己負担額は高額障害福祉サービス等給付費の対象外。

**R02.1.1改正**